

○農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件について（令和2年3月30日付け元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知）の一部改正について

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第1～第5（略）</p> <p>第6 <u>令和5年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件</u> <u>実施要綱別表20の5(4)から(11)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、1については、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2のIに定める資金を受ける者を除く。また、2から4までについては、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(7)の資金、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIIに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2のIIに定める資金並びに農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)に定める農業経営負担軽減支援資金を受ける者を除く。</u></p> <p>1 <u>新型コロナウイルス感染症・原油価格高騰等</u> <u>資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、現に農業粗収益（法人にあっては、農業売上高（以下同じ。））、所得率（農業所得（法人にあっては、経常利益）を農業粗収益で除したものをいう。）又は純利益額が前期に比し悪化していることを影響状況確認表（別記様式）で融資機関が確認できたもの（実施要綱別表20の5(4)、(8)及び(11)の利子助成対象資金に限る。）</u></p> <p>2 <u>令和4年7月14日から同月20日までの間の豪雨</u> <u>当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの</u></p> <p>3 <u>令和4年8月1日から同月22日までの間の豪雨及び暴風雨</u></p>	<p>第1～第5（略）</p> <p>（新設）</p>

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

4 令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨

当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの

(別記様式)

影響状況確認表

(略)

該当する <u>すべての</u> 項目にチェック	<input type="checkbox"/> 農業経営に対する新型コロナウイルス感染症の影響 <input type="checkbox"/> 農業経営に対する原油価格・物価高騰等の影響	
農業経営に対する影響の状況	(可能な限り具体的に記載ください。)	
いずれかの状況(注) <input type="checkbox"/> 農業粗収益 <input type="checkbox"/> 所得率 <input type="checkbox"/> 純利益額	前年同期間 (年 月 ~ 年 月)	確認期間 (年 月 ~ 年 月)
	(%, 千円)	(%, 千円)
確認結果 (融資機関が記入する)	適 ・ 否	

(注) 記載にあたっては次を参考にしてください。

(別記様式1)

影響状況確認表

(略)

該当する <u>すべての</u> 項目にチェック	<input type="checkbox"/> 農業経営に対する新型コロナウイルス感染症の影響 <input type="checkbox"/> 農業経営に対する原油価格・物価高騰等の影響	
農業経営に対する影響の状況	(可能な限り具体的に記載ください。)	
(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
確認結果 (融資機関が記入する)	適 ・ 否	

(新設)

個人の場合は所得税青色申告決算書（農業所得用）の損益計算書及び確定申告書（Bの第一表）、法人の場合は法人税申告書添付の損益計算書から、それぞれ次の数値を記載してください。

	個人	法人
農業粗収益	収入金額計 (⑦)	売上高合計 ^(※)
所得率	所得金額 (④⑧) ÷ 収入金額計 (⑦)	経常利益 ÷ 売上高合計 ^(※)
純利益額	所得金額 (④⑧) - 申告納税額 (④⑨)	税引後当期純利益

※農業部門の売上高が明確に把握できる場合は、当該売上高とすることができる。

(留意事項)

農業粗収益、所得率又は純利益額の状況について、融資機関は決算書等により確認すること。

(削除)

(別記様式2) (略)

附 則 (令和5年3月31日4経営第3073号)
この通知は、令和5年4月1日から施行する。